

障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について



文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

障害者の生涯学習をめぐる社会情勢の変化

平成26年 「障害者権利条約」批准

→ 第24条「生涯学習の機会の確保」

平成28年 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の施行（障害者差別解消法）

→ 国・自治体における合理的配慮の義務化

平成29年4月

大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」

平成29年度

生涯学習政策局（現 総合教育政策局）に

「障害者学習支援推進室」を設置

障害者の生涯学習をめぐる社会情勢の変化

【参考】

令和元年 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行 (読書バリアフリー法)

→ アクセシブルな電子書籍等の普及、量的拡充・質の向上、障害の種類・程度に応じた配慮

令和2年 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行 (改正バリアフリー法)

→ 「教育啓発特定事業」「心のバリアフリー」「障害の社会モデル」

令和3年 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の一部改正 (障害者差別解消法)

→ 民間事業者も含め合理的配慮の義務化 (第8条)

令和4年 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行

(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)

→ 「手段の選択」「等しく情報取得等ができる」「同一内容の情報を同一時点において取得」等

障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約**2.2%**
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約**0.5%**に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約**92%**の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む

障害者本人の意識、ニーズ ※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

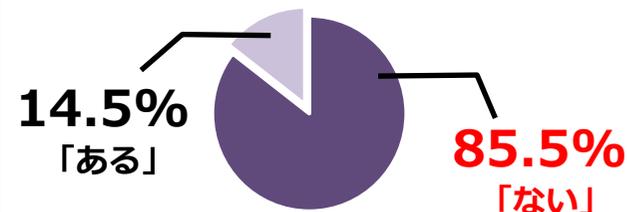
- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 →**81.1%**
- 一方で… 「一緒に学習する友人、仲間がいない」 →**71.7%**
- 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 →**66.3%**
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 →**67.2%**

- 課題
- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要**
 - ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が**14.5%**に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
 - ③ 先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から**取組の持続性や成果の波及力に課題**がある

- 対応
- ▶ **地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する**
 - ▶ **発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する**

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】

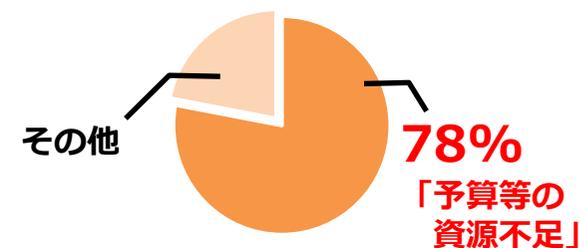
※平成30年度調査研究より



公民館：全国に約13,000ヶ所設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】

人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

<関連する他の施策・事業について>

【厚生労働省】

・障害福祉サービス等

【文化庁】

・障害者芸術文化活動普及支援事業

【スポーツ庁】

・障害者スポーツ推進プロジェクト 等

有識者会議最終報告のポイント

「障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」平成31年3月

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず**共に学び、生きる共生社会の実現**
- **障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現**

取り組むべき施策

① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行

- ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
- ・学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用

② 多様な学びの場づくり

- ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施

③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化

- ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
- ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進

④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備

- ・障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要があるため、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信
- ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
- ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 議論のまとめ（概要）



現状と課題

- ✓ 文部科学省では「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を目指して障害者の生涯学習環境の整備等を実施。
- ✓ 我が国全体の高等教育機関への進学率が8割を超える中、障害者の進学率は約2.2%（知的障害者に限れば約0.5%）に留まる。
- ✓ 障害者の学習ニーズに対して、提供される生涯学習の場やプログラムの量・質ともに不十分な状況で、特にノウハウや経験を有する人材が不足。

検討事項

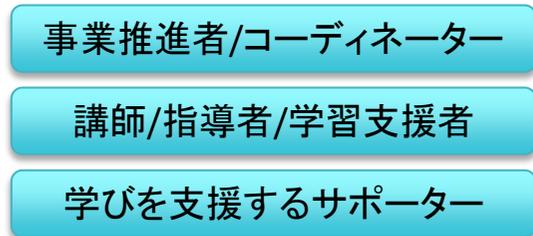
今後、障害者の生涯学習を推進するために必要な、（1）新たな取組を開始するにあたり必要な視点や手法、（2）障害者の生涯学習を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理、（3）人材を育成・確保するための方策、（4）我が国における取組を更に展開・発展させていくために考えられる方策 について検討整理。

1. 「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」の作成 ※概要は別頁

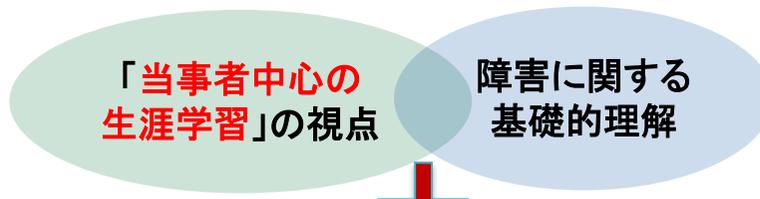
- 障害者の生涯学習支援の取組を進めるための、基本的な認識や知識、参考となる情報等をコンパクトにまとめるとともに、先進的な事例のエッセンスを紹介・共有するために作成。
- 地方公共団体を中心とした関係者が事例集等を参考にしながら、域内における障害者の生涯学習支援の取組をどのように開始し、定着・発展させていくか等について、検討を行うことを期待

2. 障害者の生涯学習推進を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理

- 障害者の生涯学習を担う人材に想定される役割



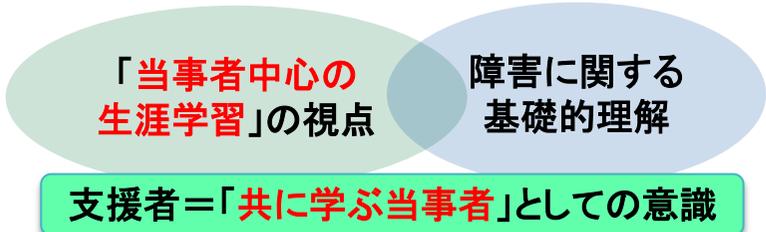
- 加えて、事業推進者/コーディネーターに求められる専門性・役割



- 別添として、各関係機関に期待される取組についても整理 ※概要は別頁

- 【想定される実施主体】
- ①教育委員会
 - ②公民館・生涯学習センター
 - ③図書館
 - ④特別支援学校等
 - ⑤大学等の高等教育機関
 - ⑥障害福祉担当部局等
 - ⑦社会福祉協議会
 - ⑧障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等
 - ⑨生涯学習事業に取り組むNPO等（当事者団体等含む）

- 障害者の生涯学習を担う人材に求められる意識・理解



地域資源を調整・活用する能力

特に事業推進者/コーディネーターの育成・活躍の促進が重要

3. 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活躍を促進するための方策

① 障害者の生涯学習の研修機会の充実

- 都道府県教育委員会で、市区町村の社会教育主事や公民館主事等の**社会教育関係職員の研修の充実**
- 社会教育関係組織による研修実施、事例などの調査研究等の充実も期待

② 社会教育主事講習の学修内容の充実

- 「生涯学習支援論」等で取り扱う学習課題として、「**障害者の生涯学習**」の位置付けを検討
- **社会教育主事、社会教育士等の現職研修**における、「障害者の生涯学習」のテーマの取り扱いの推進

③ 社会教育士制度等による担い手育成

- **障害福祉サービス関係者の障害者の生涯学習への理解**、地方自治体の教育部局と福祉等部局の連携・協働
- 社会教育主事講習や社会教育職員向け研修に、社会福祉関係職員の参加促進

④ 特別支援学校等教員に期待される役割

- **教職員研修における障害者の生涯学習**を盛り込むことや、社会教育士称号取得の促進
- **コミュニティスクール等の推進**による在校生、卒業生等を支える地域ネットワーク形成、**退職教員の参画**に期待

⑤ 大学の社会教育主事養成課程の充実

- 「社会教育実習」等を通じて、**学生等の障害者の生涯学習活動への参加促進**
- **学生が障害者と共に学ぶ機会の充実**による、「障害の社会モデル」による障害理解等の普及に期待

⑥ 障害者本人が担い手になる仕組み

- 障害者の生涯学習において、**障害者本人が学習機会の企画運営等の担い手になるための仕組み**の構築
- 障害者本人による担い手育成のため、障害者本人による**社会教育士の称号や司書資格の取得を促進**

4. 今後、障害者の生涯学習に関して国に求められる取組

① 社会教育施策における重点化・明確化

- **社会教育・生涯学習施策として障害者の生涯学習**を明確に位置付け、**重点的に推進**していく必要
- 国において、例えば、**社会教育法等の改正や社会教育の取組の指針の提示**等、継続的な検討が必要

② 推進計画の策定と進捗状況の確認

- **国の教育振興基本計画や障害者基本計画**等における位置付けや、地方自治体の計画に浸透させる取組
- 共生社会実現を目指した学習の充実や環境づくりなど、具体的な目標設定と進捗状況の確認

③ 学びを担う人材の育成・確保

- **地方自治体の職員等**に対する研修等の充実、**障害福祉サービス関係者**への理解、**特別支援学校や大学**での取組などに向けた障害者の生涯学習の**担い手育成**
- 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策を着実に実施

④ モデル事業の今後の在り方の検討

- 行政事業レビュー公開プロセスにおける**補助事業への転換の指摘や実践団体からの持続可能な制度**への要望
- モデル事業としての成果を広める方策や文化芸術・スポーツ等の関連施策の補助制度との役割分担の整理

⑤ 障害者の生涯学習や共生社会に関する啓発の充実

- **担い手の拡大と共生社会の実現に向けた啓発**の観点から、フォーラムなど各種取組を引き続き実施
- 取組に当たっては、**関係省庁との連携、メディア等の協力を得て周知**し、全国各地での啓発機会を充実



誰もが、障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会

障害者の生涯学習支援入門ガイド「事例集」**「共生社会のマナビ」**

検討会議では、人材育成の在り方の議論と並行して、知的障害者を対象とした実践事例を中心に実施主体ごとに整理し、Q&Aなども加え、障害者の生涯学習の取り組みを実施する際のポイントやヒントなどを盛り込んだ事例集をとりまとめました（令和4年3月）。

本事例集は、主に地方自治体で社会教育や生涯学習を担当されている方、特別支援学校や大学などの学校教育の分野、あるいは障害福祉の分野で学びの場づくりに取り組みたいと考えている方など、実際に取り組みを企画・運営する立場から、本当に知りたい内容を意識し、作成しています。

※文科省HPよりダウンロードできます



特別支援学校高等部学習指導要領等に
おける生涯学習に関する主な記載事項

学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

学習指導要領解説

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるように、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

障害者の生涯学習啓発リーフレット「【わかりやすい版】だれでもいつでも学べる社会へ ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」

趣旨・ねらい

- ✓ 障害のある・なしに関係なく、学校卒業後も学び続けることができる「生涯学習」について、特別支援学校等の生徒を主な対象に想定したリーフレット。
- ✓ 学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学びの場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけとして活用・配布していただくことを期待。

構成内容

- ✓ 全16ページ構成のリーフレットの主な内容は以下の通り。
- ✓ P3～6: 学校卒業後の障害のある人を対象として実施されている生涯学習の事例を掲載。公民館などの地域の社会教育施設や大学で学べる活動を紹介。
- ✓ P7～10: ワークシートになっており、得意なこと、好きなこと、将来の夢を考えることを通じて、卒業してからやりたい生涯学習を考えてみることを目的としている。
- ✓ P11、12: 国、関係機関など社会全体が、障害のある人の生涯学習を応援していることを伝える。

配布方法

- ✓ 文部科学省ホームページからダウンロード可能⇒



授業などで使用したい場合は、文部科学省障害者学習支援推進室までご連絡ください。製本されたリーフレットをお送りさせていただきます。

【本リーフレット掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html



趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。また、平成30年度の学校卒業後の学習活動に関する障害者本人へのアンケート調査では、**生涯学習の機会が不足している現状等**が示されており、特に地域における障害者の生涯学習機会の整備が求められている。

こうした現状を踏まえ、**地方公共団体が民間団体等と連携し、発達段階や障害種に応じた生涯学習プログラムや持続可能な事業実施体制等のモデル開発**を行い、成果を全国に普及していくことで、障害者の生涯学習機会の整備・充実を図る。

生涯学習の機会について

ない：65.7%

ある：34.3%

※平成30年度学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査

事業内容

1. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究〔111百万円〕委託事業

(1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築〔70百万円〕

▶ 都道府県と大学等との連携による体制整備・人材育成（10箇所）R2開始

◆ 都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し、支援体制を構築する。

◆ 学びの場の拡大に向けて**市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等**を開発・実証する。

(1)都道府県レベルのネットワーク構築 (2)(3)地域レベルの学習機会拡充

(2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進〔37.5百万円〕

▶ 市区町村による障害者を包摂する学習プログラムの開発（30箇所）R3開始

◆ 障害者の生涯学習のノウハウが乏しい**市区町村**が、実績のある**民間団体等と組織的に連携し**、主に**公民館等の社会教育施設**における、障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえた、**ICT等の活用や多様な体験活動を含む包摂的な生涯学習プログラム**を開発・実施し、その横展開を目指す。

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

ある：14.5%
ない：85.5%

※現状・課題：現在の本取組の中心は民間団体を中心とする。平成30年度「障害者の生涯を通じた学習活動支援に係る実態に関するアンケート調査」では、障害者の学びの支援経験のない公民館等は85%を超える。

(3) 大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築〔3百万円〕

▶ 社会への移行期における知的障害者等を対象とした学びのモデル構築（2箇所）R4開始

◆ 大学入学者選抜等によって進学が困難な障害者（特に知的障害者）が、**特別支援学校高等部等を卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラム**を大学・専門学校等が開発・実施する。

2. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究〔3百万円〕委託事業

- ◆ 障害者が生涯学習活動に参加する際の**阻害要因・促進要因**を発達段階や障害種に応じて把握する調査を実施する。
- ◆ ロジックモデルに基づき、**事業成果のアウトカムを適切に捕捉**する調査として実施する。（1箇所）

成果や課題を共有

3. 障害者の生涯学習に関する連絡会議の開催、普及・啓発や人材育成に向けた取組〔21百万円〕

- ◆ 施策の推進に向けて、各事業の計画等に**助言を行う有識者を含めた連絡会議を設置し、ネットワーク化**を図る。
- ◆ 実践研究事業等による「生涯学習プログラム」等の研究成果の普及や実践交流等を行うため、**全国をブロックに分けてコンファレンス（実践研究集会）**を実施する。
- ◆ 障害の理解促進や共生社会実現に向けて障害当事者等の参画も得て**障害理解啓発フォーラム**を実施する。

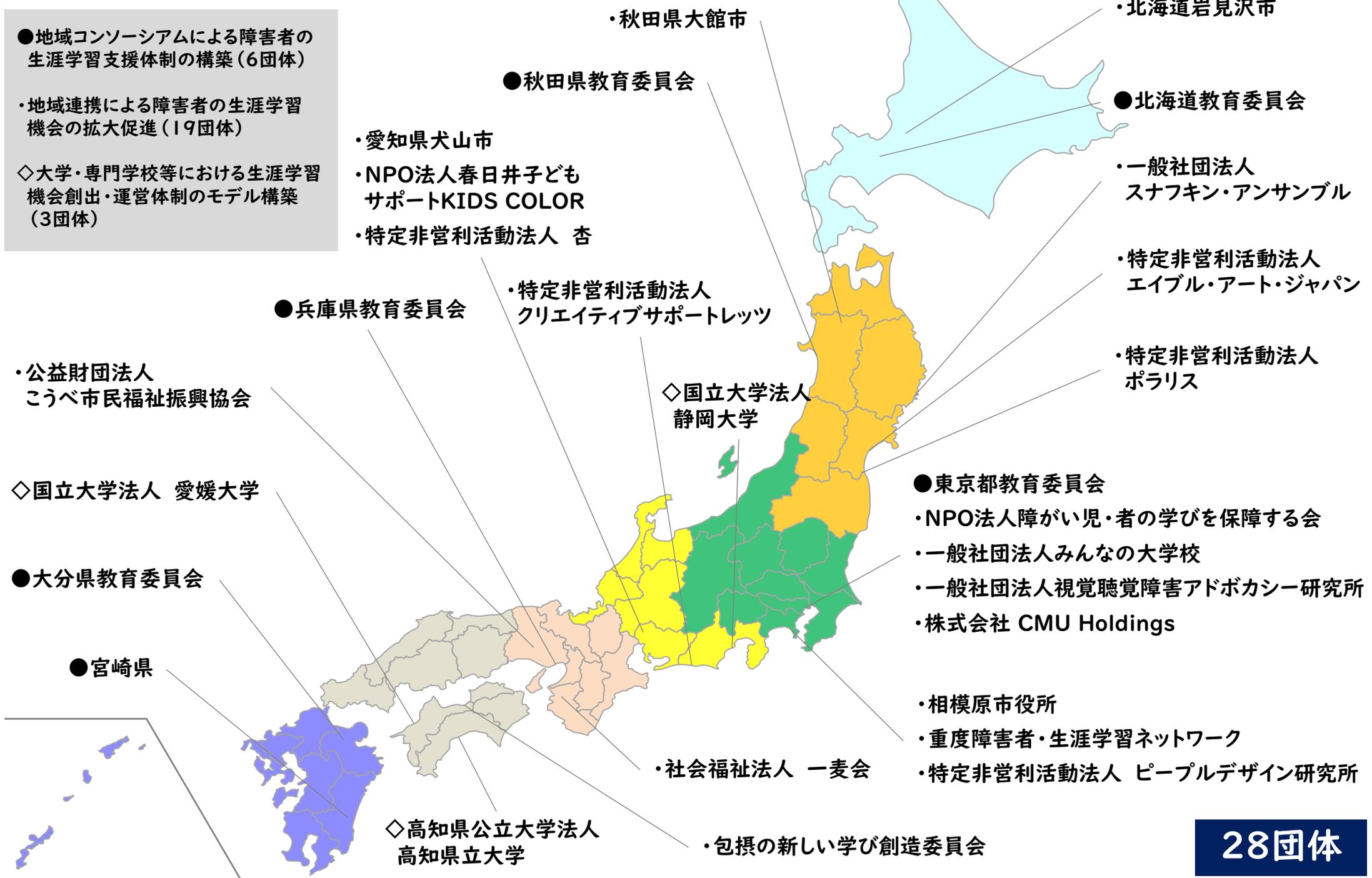


※写真：「令和元年度 共生社会コンファレンス 東海・北陸ブロック」

期待される成果
◎ 各地域で障害者の**社会参加と活躍を推進**
◎ 地域における**支援人材の増加と障害への理解を増進**

目指す社会
◎ 学校卒業後の障害者が**生涯を通じて学べる社会**
◎ 障害の有無に関わらず、**共に学び、生きる共生社会**

令和4年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」



28団体

委託団体における学習プログラムの一例



夕刻のたまり場
(社会福祉法人一麦会)



オンライン読書会
(NPO法人エイブル・アート・ジャパン)



動画づくり
(NPO法人ポラリス)



部活動で仲間づくり
(こうべ市民福祉振興協会)



大学生と共に学ぶ
(相模原市)



サッカー講座
(春日井子どもサポートKIDS COLOR)



音楽で遊ぼう
(秋田県大館市)



アートアカデミー
(北海道岩見沢市)



おしゃべりサロン
(天理大学)

静岡大学教育学部 (所在地：静岡県静岡市駿河区大谷836教育学部)

事業名 学びを深めるハイフレックス型「大学で学ぼう」への転換

主な連携先 静岡大学山元研究室
yamamoto.kaoru@shizuoka.ac.jp

主な対象 知的障害者

事業の趣旨・目的

- ①一人一人の状況に応じた参加方法(対面、オンデマンド、ハイフレックス型)の開発
- ②生涯学習に関する動画教材コンテンツの開発
- ③就学段階からの「大学で学ぼう」(生涯学習)への「接続」と「継続」

事業実施体制

- 企画 静岡大学山元研究室 静岡県障害者就労研究会
- 運営協議会の実施 静岡大学山元研究室
- 教材開発 静岡大学山元研究室 静岡県障害者就労研究会
- 動画教材を活用した生涯学習の場の開発、設定
協力者 静岡県立特別支援学校 静岡市教育委員会

学習プログラムの内容

- ①プログラムの内容
プログラムは、動画教材を中心として実施しています。動画教材は【生活】【生きる】【学習】のコンセプトで教材開発しています。
【生活】食を楽しむ一句の食材を味わおう
【生きる】心のケアー自分を知ってもらおう
【学習】英語を楽しもう、SDG s (防災)
- ②生涯学習の開催方法
【ハイフレックス】 大学で学ぼう
【オンライン】 特例子会社を対象とした学習の場

今年度の取組状況

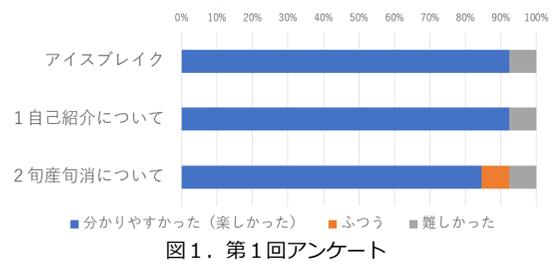
- 第1回運営協議会の実施
 - ・事業の説明
 - ・第1回「大学で学ぼう」の報告
 - ・協議
- 第1回「大学で学ぼう」の実施
 - ・動画教材を活用したe-Learningの開催
- 動画教材の開発作成
 - ・動画教材のシナリオの検討、取材計画の作成
 - ・動画教材「食を楽しむ」「心のケア①」作成済み

自己紹介の場面



参加者は、事前に自己紹介に関する動画を視聴し、動画で示された課題を当日、持参します。今回は、4つのキーワードを用いた自己紹介です。

第1回「大学で学ぼう」



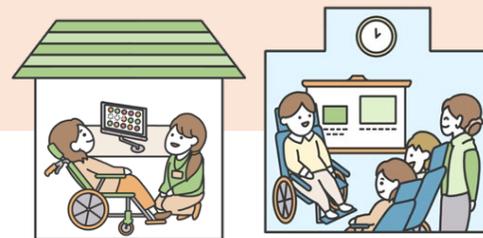
その他研究の詳細など



大学で学ぼう | 静岡県障害者就労研究会 (shizuoka-dws.com)

大学で学ぼうの動画コンテンツについては、静岡県障害者就労研究会HPにアップしています。どうぞ、ご覧ください。

国立大学法人 愛媛大学 (所在地：愛媛県松山市)



事業名

地域連携による訪問（遠隔）カレッジ・オープンカレッジ@愛媛大学

主な連携先

愛媛県（教育委員会、障がい福祉課、まなび推進課）、
松山市教育委員会、久万高原町教育委員会、先行実践NPO
法人、カレッジ生通院先病院、当事者親の会 等

主な対象

学校卒業後の重症心身障害者等

事業の趣旨・目的

- 学校卒業後、学習機会の無いまたは少ない四国地区を中心とした重症心身障害者等に対し、個別の「訪問カレッジ」及び集団の「オープンカレッジ」を実施し、学習機会を提供する。
- 四国内のコーディネーター、指導者、スタッフ養成を目指す。

事業実施体制

- 連携協議会：先行実践NPO法人理事、当事者親の会会長、カレッジ生通院先病院長、医師、地域相談支援センター相談員、市生涯学習センター所長、大学教員等、15名で構成
- 専任コーディネーター等：
高等教育機関における障害者学習支援コーディネーター経験者

学習プログラムの内容

- 訪問カレッジの実施
 - 音楽、制作、読書等、利用者（以下、カレッジ生）の希望に応じた学習内容
 - ICT機器（スイッチや視線入力装置等）を用いた学習
 - 自治体と連携したオンラインコンテンツ作り
- オープンカレッジの実施
 - コロナ禍の状況を見ながら、対面またはオンラインで実施予定
 - 障害理解啓発イベントとして、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス まるのつどい」開催予定

今年度の取組状況

- コロナ対策を講じながら、訪問カレッジを実施している。
- 今年度県内に新設された「愛媛県障がい者ICTサポートセンター」と協働し、ICT機器を使用した授業に取り組んでいる。
- スクーリングの一つとして、県外のカレッジ生に対し、大学の講義にゲスト参加してもらい、特別支援学校教員を目指す学生達との交流機会を創出した。
- 昨年度に引き続き、自治体と連携した施設見学のオンラインコンテンツ作り。
- オンラインでのスタッフ養成講座を随時開講している。



制作風景



視線入力初体験 ～音楽、お絵かきに挑戦～



その他研究の詳細など

詳細は、「障害者の生涯学習支援」HP
または Instagram、研究室Facebook
ページをご覧ください。



HP



Instagram



Facebook

愛媛大学 教育学部 苅田 知則研究室

HP http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/syogai_gakusyu/

高知県立大学（所在地：高知県）

事業名

リカバリーカレッジ高知による新たな共生の場づくり

主な連携先

一般社団法人りぐらっぷ高知

主な対象

メンタルヘルスやリカバリーに関心のある方

事業の趣旨・目的

障害がある人も、障害がない人も、いつからでも学びにアクセスできる場「リカバリーカレッジ高知」の実施を通して、共生社会の実現へとつなげる。また、事業運営の全般に渡り、障害当事者であるピアスタッフと共同創造を行い、共生のためのモデル化を試みる。

事業実施体制

高知県立大学と一社）りぐらっぷ高知との連携により実施する。具体的な役割分担は下記の通りである。

- 高知県立大学：事務局、研究拠点、講座の開催、全体の統括
- 一社）りぐらっぷ高知：講座等プログラムの企画・運営

学習プログラムの内容

- プログラムはメンタルヘルスの向上や個々のリカバリー促進に関する内容で構成される。
- 障害の有無に関わらず、関心のある人であれば受講できる。
- 障害等を抱えるピア講師と専門職講師とがペアとなって講座の企画、運営を行う。
- 定期講座（秋期・冬期）として、各8コマの演習を行う。

秋期講座の例）リカバリー入門、何かになってみる（演劇教育）、IPS（意図的なピアサポート）、経験を物語る、睡眠について、からだとメンタルヘルス、それぞれのリカバリーストーリー、修了式

今年度の取組状況

- 6月 4日（土）体験会@高知県立大学（参加者39名）
- 7月23日（土）体験会@高知県立大学オープンキャンパス2022「リカバリーカレッジ高知へGO！～体験！にんげん図書館～」オンライン開催（参加者109名）
- 7月24日（日）キックオフ・シンポジウム「リカバリーカレッジ高知へGO！～わいわい座談会～」オンライン開催（参加者38名）
- 8月27日（土）第一回運営委員会 実施（参加者15名）
- 9月17日（土）～10月29日（土）秋期講座（開催予定）
- 12月～1月 冬期講座（開催予定、日程は検討中）

その他研究の詳細など

ホームページ

<https://sites.google.com/view/rc-kochi/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>

Facebook <https://www.facebook.com/Recovery.College.Kochi>

Twitter @RC_Kochi https://twitter.com/rc_kochi

Note https://note.com/rc_kochi

リンクトゥリー https://linktr.ee/rc_kochi

リカバリーカレッジ高知へGO!

←7/23,24「リカバリーカレッジ高知へGO！」
広報用チラシ



7/24「わいわい座談会」の様子→



宮崎県（所在地：宮崎県）

事業名 共生社会の実現に向けた生涯学習支援に係る実践研究事業

事業の趣旨・目的

障がいの有無に関わらず、「誰もが共に学び、生きる共生社会」の実現に向けて、以下のことに取り組む。

- ・各地区の今後の取組を協議するための「コンソーシアムの形成」
- ・学習・体験プログラムや、支援学校卒業後の生涯学習を図る「実践研究」
- ・県民フォーラムの実施などをとおした「普及啓発・情報提供」

事業実施体制・連携先

【コンソーシアム連携協議会構成員】

大学、専修学校、特別支援学校、PTA、社会福祉協議会、企業、当事者団体、家族団体、支援団体、市町村教育委員会、県障がい福祉課、県教育研修センター

【コンソーシアム連携協議会の特色】

今後の事業展開を見据え、県内を3地区に分けて地区別に協議を実施

事業内容

【コンソーシアム連携協議会の実施】

7月、8月、11月、1月（県民フォーラム）、2月

【実践研究】

- 市町村行政と民間団体の協働による取組
 - ・自主サークルによる生涯学習プログラムの実施
 - ・公民館と民間団体が連携した生涯学習プログラムの実施
- 学校卒業後の生涯学習への意欲向上を図る取組
 - ・県内特別支援学校指定校における取組

【普及啓発】

- 共生社会の実現にかかる県民フォーラム（仮称）の開催
- メディアを活用した周知・啓発

今年度の取組状況

- 7月
 - ・市町村関係者等研修会 ※公民館経営セミナー(7.6)
 - ・第1回コンソーシアム連携協議会 (7.15)
- 8月
 - ・第2回コンソーシアム連携協議会 (8.26)
- 9月
 - ・県内の団体・取組状況情報調査
- 10月
 - ・地区別連絡会議
- 11月
 - ・第3回コンソーシアム連携協議会 (11.11)
 - ・特別支援学校研究指定校による取組
- 12月
 - ・県民フォーラム広報、参加申込み受付開始
- 1月
 - ・「共に学び、生きる共生社会県民フォーラム」の開催 (1.21)
- 2月
 - ・第4回コンソーシアム連携協議会 (2.17)

その他研究の詳細など



連携協議会の様子



民間団体と行政が連携した取組



コンファレンスの様子

※ 写真はすべて令和3年度のものです。

宮崎県生涯学習課HP「みやざき学び応援ネット」



新生涯学習総合情報提供システム



<https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp>

特定非営利活動法人ポラリス（所在地：宮城県山元町）

事業名 山元こぐまサロンを活用した障害者の学びの場 共創プロジェクト2

主な連携先

ポラリス「こう・ふく」アトリエの会/ポラリス保護者会/山元町（保健福祉課・生涯学習課）/山元町障害者地域活動支援センターやすらぎ/森の中の小さな古本屋スローバックス/東北福祉大学/宮城県立山元支援学校

主な対象

主に就労支援サービスを利用している知的・精神・発達障害者等（20代～70代）

事業の趣旨・目的

障害者福祉の方向性や地域福祉の現状も考慮し、地域の特性を活かした障害者の生涯学習の場について特に以下の点を成熟させ実践する。

- ◆当事者のエンパワメントにつなげるためにより主体的に学べる環境を整備する。
- ◆障害者の生涯学習の実践を勧めながら、共に学び続けられる地域づくりを目指す。
- ◆感染症を予防し、学びの場を継続していくためのオンラインの活用、ICTの活用。

事業実施体制

連携協議会・・・大学教員、特別支援学校教員、教育委員会、福祉課、基幹相談支援事業所、保護者の会、当事者会、地域の企業・団体等の立場の11名+ワーキンググループ8名
コーディネーター・・・NPO代表（社会教育士・精神保健福祉士）

学習プログラムの内容

1. ユニバーサル学習：障害の有無にかかわらず楽しく学び合う

コミュニティナース・民俗芸能保存会・住職・音楽サークルが講師となり障害の有無にかかわらず誰もが楽しく学び合う
※リフレッシュコーナー（疲れたり、各々の取り組みたいことをしたい人のスペース）の併設

2. スローバ文庫&スローバ読書会：地域の図書室&哲学の場

「ひろばポラリス」（当団体の新たな交流スペース）を活用し、地域の中に気軽にいつでも学べる環境をつくる。ロバのいる古本屋スローバックス店長が月ごとのテーマで読書会を企画開催。スローバックスから貸出文庫（毎月30冊）を配置し、いつでも好きな本を手にとってよめる環境をつくる。

今年度の取組状況

- ・ **ユニバーサル学習**：6月～12月まで4回開催予定
（第1回）6月：からだを健やかに「うんこの保健室」
（第2回）8月：踊りのワークショップ（コロナ感染拡大で中止）
➡ひだまりホール（会場）館長と館内ツアー
- ・ **スローバ読書会**：6～11月まで毎月2回開催予定
（6月）「平和について考えてみよう」
（7月）「憲法って何だろう？」
（8月）「星野道夫さんと旅してみよう」
- ・ **スローバ文庫** 読書会のテーマに合わせた入替え2回

その他研究の詳細など



「うんこの保健室」



「憲法って何だろう？」



「スローバ文庫」



ポラリスHP

NPO法人ポラリスHP：<http://polaris-yamamoto.com>

ポラリスチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC4i7-kj6Uypx8AJVnAkmjqA/featured>

令和3年度 東北コンファレンス

<https://www.youtube.com/watch?v=Kf71HsMehPc&t=7405s>

重度障害者・生涯学習ネットワーク（所在地：神奈川県）

事業名 『重度医療的ケア者対象の訪問型生涯学習支援』に向けた実践研究

主な連携先 神奈川県教育委員会、特別支援学校校長会、大学（田園調布学園大学、鎌倉女子大学）等

主な対象 重症心身障害者・医療的ケア者

事業の趣旨・目的

重症心身障害者・医療的ケア者対象の訪問型生涯学習支援「訪問カレッジ」を持続可能な制度にすることを目的に、「①訪問型生涯学習支援プログラム開発 ②人材育成 ③運営・地域連携 ④理解啓発」の4つの項目で実践研究を行う。

事業実施体制

- ・重度障害者・生涯学習ネットワーク：訪問型生涯学習支援に取り組み12団体（大学、NPO、一般社団法人等）で組織。
- ・連携協議会：神奈川県内の教育（教育委員会、特別支援学校、大学）、福祉、学生保護者、先行自治体（東京都日野市、新宿区）

学習プログラムの内容

1. 学習プログラムの類型
 - ・学習方法による類型：①家庭や病院・施設へ訪問による学習支援 ②集合形式による学習（スクーリング）
 - ・学生の実態による分類：①重症心身障害者向けプログラム ②重度身体障害者向けプログラム
2. 学習内容
 - ・教科学習（文学、歴史、科学、音楽、体育、外国語等）
 - ・美術制作・創作活動 ・職業・社会参加（新聞・HP作成、外出等）

今年度の取組状況

- ①訪問型生涯学習支援プログラム開発：各会員団体による「訪問カレッジ」の実践の蓄積をもとに、学習プログラムを類型化して効果的な学習プログラムの提供を行う。
- ②人材育成：学習支援員の拡大に向けた大学生や市民に対する講座開設等を行う。
- ③運営・地域連携：財政的な課題と解決策に向けた自治体との連携の在り方を検討し、他の自治体に参考になるモデルを提案。
- ④理解啓発：地域資源の活用やフォーラムを通じて訪問型生涯学習に対する理解啓発プログラムとしてまとめる。

その他研究の詳細など

訪問カレッジ「学びの実り アート&ミュージックミュージアム～医療的ケアの必要な重度障がい者の学びの成果を発表する文化祭～」開催
期日：令和4年11月25日（金）～27日（日）
会場：パシフィコ横浜 ノース2F ガーデンラウンジB・A
※オンライン参加可能 9月に案内予定



学習の様子（眼鏡型アイトラッカー、大学生との交流） 連携協議会



事業名

ゆめ・やりたいこと実現センター

主な連携先

紀の川市教育部生涯学習課
和歌山県教育庁生涯学習課

主な対象

知的・精神・身体・発達・重症心身障害者等

事業の趣旨・目的

- ・障害のある人や様々な困難を抱える人などの『生きる』と『生きる』を膨らませて、「ゆめ」や「やりたいこと」を実現させる。
- ・「生きる（衣・食・住・働）」が保障されるだけでなく、「生きる（学び・活動・役割）」が保障されることを目的とする。

事業実施体制

連携協議会：障害当事者（2名）、青年学級、スペシャルオリンピックス日本・和歌山、和歌山大学教育学部教授、県特別支援教育室室長、県生涯学習課企画調整班長、市生涯学習課長・班長、市障害福祉課長、重症心身障害児(者)施設センター長（医師）等20名で構成し伝達報告会議ではなく議論（ダイアログ方式、KJ法等）をする協議会にしている。コーディネーターは専任常勤2名。

学習プログラムの内容

『学び合う そして 創り合う』

夕刻の
たまり場
(毎週水曜日)

講座開催

- ・やりたいこと講座（12講座）
- ・連続講座（15単位×2企画）
- ・障害のある人が講師となる講座開催
- ・紀の川市公民館との共催講座

やりたいことを
提案・企画・実現！
みんなで創る活動

- ・既存団体の活動や情報収集
- ・情報発信・連携して一緒に学ぶ

つぶやき
サポート

連携
協議会

- ・障害者の生涯学習啓発を目的に「あがるかた」作成

今年度の取組状況

(2022/9/1現在)

- ・夕刻のたまり場（毎週水曜日）
参加者延べ320名・平均15.2名、ボランティア 平均3.1名
オンライン（Zoom）で市外から毎週参加している人もいる。
- ・やりたいこと講座（7講座開催中・オンライン講座1含）
- ・連続講座（ミュージックケア&ドラムサークル、書道）
- ・紀の川市との共催 公民館講座
書道・ウクレレ・ストレッチ・マカロニアート
全11講座で約100名の申し込みがあった。
- ・連携協議会 年4回開催予定
- ・ホームページやSNS（Facebook）で発信
- ・コンファレンス&報告会 12/7(水)13:30~17:30開催予定
（報告会会場は、生涯学習課等への啓発活動を実施している。

その他研究の詳細など

ゆめ・やり ホームページ & 紹介動画

<http://yume-yaritaikoto.jpn.org/>



HP



動画



連続講座



公民館講座



夕刻のたまり場

共に学び、生きる共生社会コンファレンス

趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び生きる共生社会の実現に向けて、**障害者の生涯学習の機会を全国的に整備・充実**することが急務である。

そこで、令和元年度より**障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国ブロック別に開催**し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害の社会モデルに基づく**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成**、**障害者の学びの場の充実**を目指す。

参加者

○150～300名程度を想定 ○障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人など
⇒都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化・芸術、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

コンファレンス実施内容

例1 障害者の学びのニーズや学びの成果としての社会参加機会の創出に向けて、障害者本人による学びの成果発表や思いの表現等の機会を設定

例2 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

例3 各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催、関係者のネットワーク構築に資する交流機会を設定



コンファレンス
(Conference)

会議、協議会
関係者間で共有する問題
について協議すること

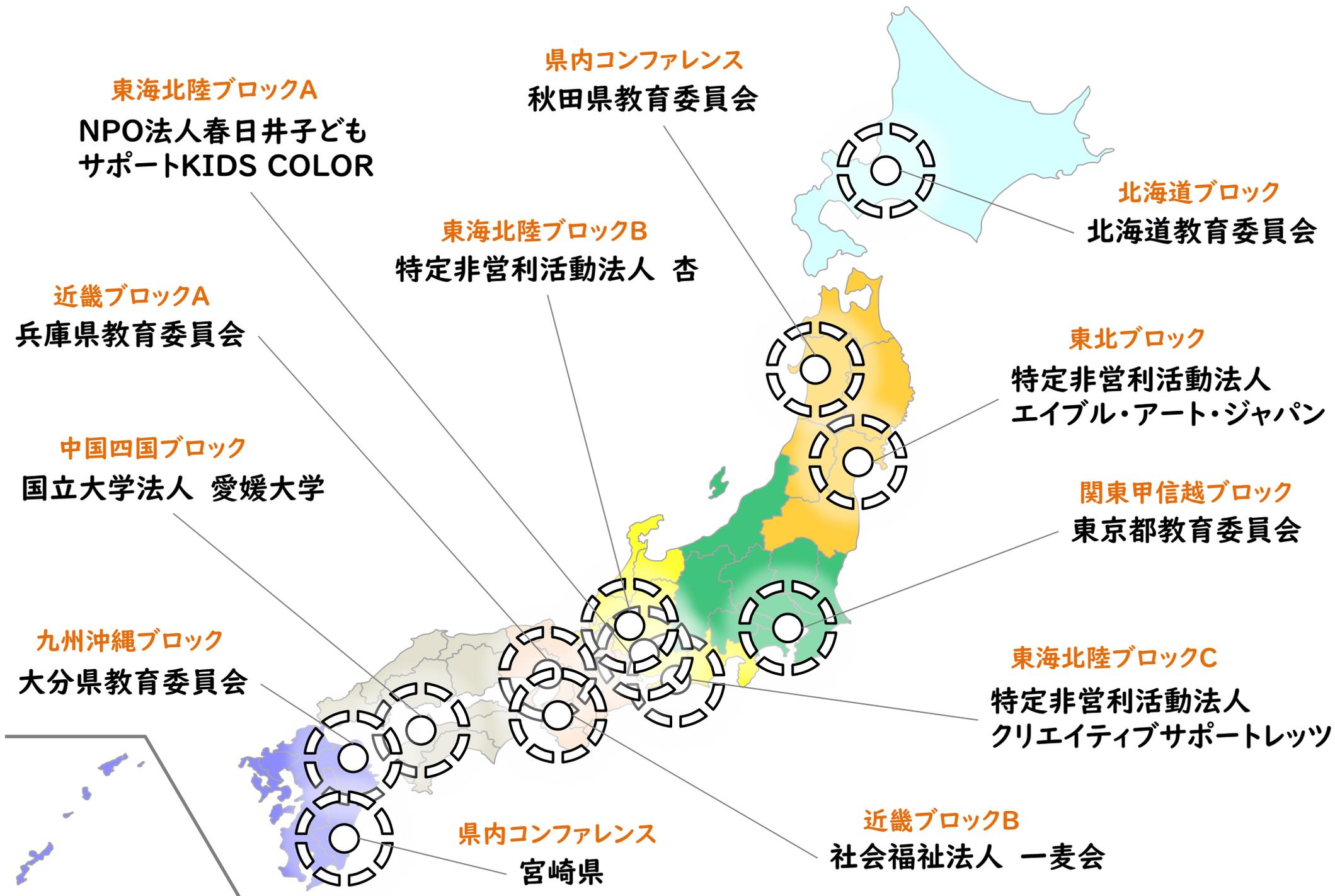
誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現

【概要映像】令和3年度
関東甲信越ブロックの様子

【記録映像】令和3年度
中国・四国ブロックの様子



令和4年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」実施団体地域分布



どのような表彰ですか？

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰します。

優れている活動を事例集として公表し、障害当事者や地方公共団体等に広く周知することで、障害者の生涯学習支援の推進を図ります。

【表彰式の様子（令和2年度）】



「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰



「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰は平成29年度から実施しており、これまで323件の個人・団体が表彰されています。

都道府県・指定都市、大学、文部科学省の関係団体等から推薦された候補者について、審査委員会の審査を経て表彰対象者を選定しています。

過去の表彰の様子、事例集はこちら

5年間で…

323件

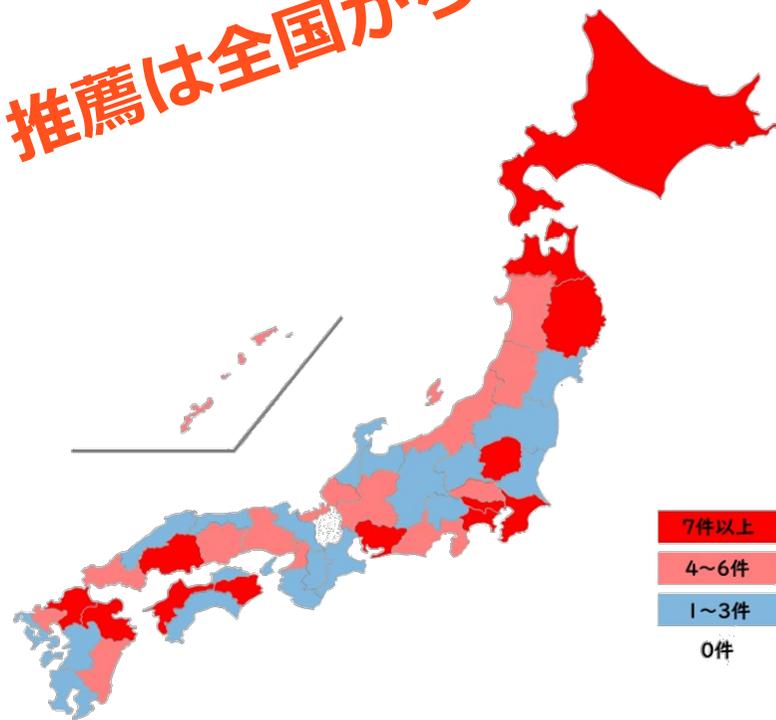
推薦は全国から！



学習、スポーツ、文化芸術、情報保障など
活動内容は多岐にわたる



【表彰式での**成果発表**の様子（令和元年度）】



障害者の
生涯学習支援活動とは？

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動（「障害者の生涯学習支援活動」という）を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰



文部科学省



	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		合計
	個人	団体									
学習	5	26	3	8	0	5	1	6	0	2	56
スポーツ	5	16	3	7	6	9	5	11	2	9	73
文化芸術	4	5	4	12	2	11	3	11	2	5	59
情報保障 ※1	0	0	0	1	1	2	0	3	0	2	9
分野混合 ※2	0	0	4	25	3	25	2	31	1	35	126
小計	14	47	14	53	12	52	11	62	5	53	
合計	61		67		64		73		58		323

※1 学習、スポーツ、文化芸術ほか分野が混合している活動をさす

※2 手話、点字、音訳などによる活動をさす

累計 **323件**

年度ごとに事例集にまとめ、文部科学省のホームページに掲載しております。ホームページには事例集のほか、表彰式の様子や事例発表の様子も掲載しております。是非、御覧ください。

障害者の生涯学習

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/i/kusei/gakusyushien/index.htm

障害者の学び実践紹介動画

共に学び ひろがる世界 ～障害者×生涯学習～



文部科学省

学校卒業後の
障害者の学びとは？

《趣旨・目的》

文部科学省が実施している「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の取組事例を動画として紹介し、各種実践モデルの広域普及・地方公共団体が主体となり民間団体等と連携した障害者の学びの場拡充を目指す。

《視聴ターゲット》

地方公共団体の**社会教育・生涯学習・特別支援教育・障害者福祉担当者**など

《どんな動画？》

地域で障害者の生涯学習を実践する2つの事例にスポットを当て、取組の様子を紹介。学びの場に参加する障害当事者へのインタビューから、“学び”によって広がる世界、障害者の生涯学習実践のヒントを約13分の動画に凝縮。

《動画メニュー》

- ・金澤翔子さん（書家・文部科学省スペシャルサポート大使）のメッセージ
- ・オンラインを活用した学びの実践（一般社団法人みんなの大学校）
- ・当事者からひろがる学び（NPO法人障がい児・者の学びを保障する会）
- ・障害者の生涯学習を担う行政職員に向けて（文部科学省障害者学習支援推進室）

障害者の生涯学習
取組を始めるヒント 満載

動画の視聴は
こちらから→



https://youtu.be/5bXcg_sxFd0

金澤翔子さんからのスペシャルメッセージ

やっぱり学ぶことが好きなんです

学びで自分の世界がひろがりました

共に学び ひろがる世界

～障害者×生涯学習～



 みんなの大学校
Minna no College of Liberal Arts
-学び、て君が花開く-



NPO 法人
障がい児・者の
学びを保障する会



関係法令の動向

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (通称：読書バリアフリー法) 【議員立法】

- ・ 施行日：令和元年6月28日
- ・ 共管省庁：文部科学省、厚生労働省
- ・ 目的：視覚障害者等の読書環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする。基本計画を策定し、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 基本計画（令和2年度～令和6年度）の策定
 - ✓ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催（第8回協議会：令和4年6月10日開催）
※構成メンバーは関係省庁等（厚生労働省、経済産業省、総務省、国立国会図書館）及び出版者、視覚障害者等の関係者



読書バリアフリー 啓発リーフレット で検索

◆障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 【議員立法】

- ・ 施行日：令和4年5月25日
- ・ 所管省庁：内閣府、厚生労働省
- ・ 目的：全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要。障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 第13条：教育、文化芸術、スポーツ、レクリエーション等の分野において情報を十分に取得利用・円滑な意思疎通を図ることができるよう、意思疎通支援を行う者の確保、養成等の必要な施策に取り組む。
 - ✓ 附帯決議：資格試験など、各種試験のバリアフリー化の促進。

意思疎通支援者養成先進事例：国立大学群馬大学
手話サポーター養成プロジェクト室の取り組みがある。手話通訳に関わる資格試験にチャレンジ可能な日本手話・手話通訳スキルの獲得、スキルを活かして教育場面を中心に現場での実践力を高める科目を展開。



※群馬大学HPから引用

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (通称：改正バリアフリー法)

- ・ 施行日：令和2年6月19日（一部令和3年4月1日）
- ・ 共管省庁等：国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省
- ・ 改正のポイント：
 - ✓ 心のバリアフリーの普及啓発の推進（令和2年6月19日施行）
 - ✓ (1) 国が定める「基本方針」の記載事項や市町村が策定する「移動等円滑化促進方針」及び「基本構想」の記載事項に心のバリアフリーに係る事項を追加。(2) 「基本構想」に盛り込むメニューとして「教育啓発特定事業」創設。(3) 「基本方針」「移動等円滑化促進方針」「教育啓発特定事業」について、国土交通省とともに教育を推進する主務大臣として、文部科学大臣を位置づけ。
 - ✓ 公立小中学校施設のバリアフリー化義務付け（令和3年4月1日施行）
- ・ 主な取組：
 - ✓ 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン作成検討委員会にオブザーバーとして参加。障害当事者等の参画による体験や交流を推進するために必要な取組方法を検証し、教育啓発特定事業の円滑な実施に向けたガイドラインを作成。（令和4年3月）

群馬大学 手話サポート で検索



※国土交通省HPから引用

国土交通省 教育啓発特定事業 で検索

ご清聴ありがとうございました。